

平成 14 年 1 月 18 日

株式会社東京証券取引所 上場審査部

企業会計基準公開草案第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（案）」に対するコメント

財務諸表利用者の観点から、公開草案に対し、以下の通り意見を申し述べます。

1. 論点 4 関係（第 22 項、23 項）

自己株式の処分は、資本取引であることを踏まえ、自己株式処分差損が「その他資本剰余金」から減額しきれない場合には、当期末処分利益から控除するという処理ではなく、資本の部の控除項目として独立掲記する方が適当ではないかと考える。

（理由） 自己株式処分差損を最終的に当期末処分利益から控除することは、資本取引と損益取引を峻別するという企業会計の基本的な考え方から乖離し、企業会計原則 一般原則三に抵触するのではないかとと思われる。また、論点 7 との整合性も欠くのではないかと考える。

公開草案では具体的な記載がない点ではあるが、業績の低迷や悪化により、自己株式処分差損を未処分利益で控除できなかった場合には未処理損失金として処理するものと解される。その場合には翌期に自己株式処分益の計上があっても前期の自己株式処分差損との相殺ができないこととなる。

公開草案に従った会計処理を行った場合、自己株式の取得価額とその後のファイナンス実施時における株価の状況如何により、新株発行にするのか、自己株式を処分するのかという選択が行われる可能性がある。具体的には、時価が取得価額を下回っている時、特に自己株式処分損を「その他資本剰余金」で相殺できない場合には当期末処分利益から控除するというスキームであるため、当期末処分利益の減少を回避するために、新株発行方式を選択する可能性が大きい。自己株式の処分が新株式の発行と同様の経済的実態を有することを考慮すると、自己株式の処分が、当期末処分利益に直接的な影響を及ぼす場合があることは好ましいものではないと考える。

改正商法により、新株予約権の行使等を含め、自己株式の取引が大幅に増加すると予想される中、その他資本剰余金では相殺できなかった「自己株式処分差損」を資本の部の控除項目として取り扱う方法を採用すれば、翌期に自己株式処分差益が発生したときには、当該自己株式処分差損と相殺し、自己株式処分差益が当該自己株式処分差損を上回るときには相殺後の残額が「その他の資本

剰余金」に計上されることとなり、資本取引として首尾一貫した処理が可能となると考える。

2. 第 43 項

第二フレーズの冒頭の「しかし」は「しかも」ではないのか。

3. 第 81 項

「その他資本剰余金の利用は、株主への配当等社外流出・・・」の配当「等」の「等」は何を意味するのか、必要性を検討すべきであると考え。また、本基準案における他の個所で使用されている「等」についても、同様に、明記する必要性を再吟味すべきであると考え。

以上